

議案第33号

木津川市山城町森林公園条例の一部改正について

木津川市山城町森林公園条例（平成19年木津川市条例第160号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年6月5日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

木津川市山城町森林公園宿泊施設等における快適性の向上及び更なる交流の場作りを目指し、国の地方創生関係交付金を活用し、今年度に実施する施設改修に併せ、施設の種類及び使用料等について所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市山城町森林公園条例の一部を改正する条例（案）

木津川市山城町森林公園条例（平成19年木津川市条例第160号）の一部を次のように改正する。

第4条の表を次のように改める。

番号	施設の種類	備考
1	林間駐車場	5箇所
2	総合案内施設	1箇所
3	休養施設	1箇所
4	管理棟兼事務室	1箇所
5	キャンプ場	1箇所
6	バンガロー	5棟
7	ログハウス	4棟
8	炊事施設	1箇所
9	林間広場	1箇所
10	製炭ガマ	1箇所
11	資材倉庫	1棟
12	給水施設	1式
13	放送施設	1式
14	野鳥観察施設	1箇所
15	野鳥観察四阿	2棟
16	記念シンボル塔	1箇所
17	多目的広場	1箇所
18	便所	2箇所

19	身体障がい者用便所	1箇所
20	木橋	1箇所
21	遊歩道	4コース・野鳥観察施設周回歩道
22	作業歩道	1コース
23	四阿	1棟
24	展望台	1箇所
25	消防器具庫	1棟

第5条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を削る。

第6条を次のように改める。

(使用料等)

第6条 前条の規定により施設の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表第1に定める環境整備協力金及び別表第2に定める施設使用料（以下「使用料等」という。）を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、休養施設、バンガロー又はログハウスに宿泊する利用者に市に住所を有する者が含まれる場合は、別表第2に定める施設使用料から1,000円を減額するものとする。

第15条第2項及び第17条第1号中「使用料」を「使用料等」に改める。

第18条第1項中「第15条」を「第16条」に、「法」を「地方自治法」に改める。

第20条中「第5条から第8条まで、第10条及び第13条並びに別表第1及び別表第2」を「第5条、第7条から第10条まで及び第13条」に改める。

別表第1大人（中学生以上）の項中「200円」を「300円」に改め、同表小人（小学生）の項中「100円」を「200円」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条、第18条関係）

施設使用料

区分		使用区分		単位	使用料
林間駐車場		1台		1回	500円
休養施設	宿泊	平日	20人用	1室1泊	27,000円
		休日	25人用		36,000円
		休前日	20人用	1室1泊	30,000円
			25人用		40,000円
	休憩	平日	20人用	1室1時間	2,000円
		休日	25人用		2,500円
		休前日			
テントサイト	宿泊・休憩	平日		1日	500円
		休日			1,000円
		休前日			
	電源	1機		1日	500円
バンガロー	宿泊	平日	Aタイプ	1棟1泊	8,000円
		休日	Bタイプ		9,000円
			Cタイプ		10,000円
		休前日	Aタイプ	1棟1泊	9,000円
			Bタイプ		10,000円
			Cタイプ		11,000円
	休憩	平日	Aタイプ	1棟1時間	500円
		休日	Bタイプ		600円
		休前日	Cタイプ		700円
ログハウス	宿泊	平日		1棟1泊	15,000円
		休日			
	休前日			1棟1泊	16,000円
	休憩	平日		1棟1時間	1,000円
	休日				

		休前日		
--	--	-----	--	--

備考

- 1 この表において「休日」とは、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日をいう。
- 2 この表において「休前日」とは、休日の前日をいう。
- 3 休日に該当し、かつ、休前日に該当する日については、これを休前日とみなす。
- 4 この表において「平日」とは、休日及び休前日以外の日とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の第6条の規定は、令和3年1月1日以後の施設の利用について適用し、同日前の施設の利用については、なお従前の例による。

参考資料（議案第33号）

木津川市山城町森林公園条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(新)

第1条～第3条 (略)

(施設)

第4条 公園に、次の施設を置く。

番号	施設の種類	備考
1	林間駐車場	<u>5箇所</u>
2	総合案内施設	<u>1箇所</u>
3	休養施設	<u>1箇所</u>
4	管理棟兼事務室	<u>1箇所</u>
5	キャンプ場	<u>1箇所</u>
6	バンガロー	5棟
7	ログハウス	4棟
8	炊事施設	<u>1箇所</u>

(旧)

第1条～第3条 (略)

(施設)

第4条 公園に、次の施設を置く。

番号	施設の種類	規模その他
1	林間駐車場	<u>4か所</u> <u>1, 098m²</u>
2	総合案内施設	<u>1か所</u> <u>101. 75m²</u>
3	休養施設	<u>1か所</u> <u>180. 98m²</u>
4	管理棟兼事務室	<u>1か所</u> <u>36. 44m²</u>
5	ミーティングルーム	<u>1か所</u> <u>34. 78m²</u>
6	キャンプ場	<u>1か所</u> <u>2, 700m²</u>
7	バンガロー	5棟 <u>116m²</u>
8	ログハウス	4棟 <u>112m²</u>
9	炊事施設	<u>1か所</u> <u>33. 60m²</u>

<u>9</u>	林間広場	<u>1箇所</u>
<u>10</u>	製炭ガマ	<u>1箇所</u>
<u>11</u>	資材倉庫	1棟
<u>12・13</u>	(略)	(略)
<u>14</u>	野鳥観察施設	<u>1箇所</u>
<u>15</u>	野鳥観察四阿	2棟
<u>16</u>	記念シンボル塔	<u>1箇所</u>
<u>17</u>	多目的広場	<u>1箇所</u>
<u>18</u>	便所	<u>2箇所</u>
<u>19</u>	身体障がい者用便所	<u>1箇所</u>
<u>20</u>	木橋	<u>1箇所</u>
<u>21</u>	遊歩道	<u>4コース・野鳥観察施設</u> <u>周回歩道</u>
<u>22</u>	作業歩道	<u>1コース</u>
<u>23</u>	四阿	1棟

<u>10</u>	林間広場	<u>1か所</u> <u>1, 400 m²</u>
<u>11</u>	製炭ガマ	<u>1か所</u>
<u>12</u>	資材倉庫	1棟 <u>10. 72 m²</u>
<u>13・14</u>	(略)	(略)
<u>15</u>	野鳥観察施設	<u>1か所</u>
<u>16</u>	野鳥観察四阿	2棟 <u>32. 0 m²</u>
<u>17</u>	記念シンボル塔	<u>1か所</u>
<u>18</u>	多目的広場	<u>1か所</u> <u>2, 150 m²</u>
<u>19</u>	パターゴルフ場	<u>1か所</u> <u>537. 73 m²</u>
<u>20</u>	便所	<u>2か所</u>
<u>21</u>	身体障害者用便所	<u>1か所</u>
<u>22</u>	木橋	<u>1か所</u>
<u>23</u>	ゴミ焼却炉	<u>2基</u>
<u>24</u>	遊歩道	<u>延長</u> <u>8, 550 m</u>
<u>25</u>	作業歩道	<u>延長</u> <u>983 m</u>
<u>26</u>	四阿	1棟 <u>15. 60 m²</u>

<u>24</u>	展望台	<u>1箇所</u>
<u>25</u>	消防器具庫	1棟

(利用の許可)

第5条 次の施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) (略)

(2) ~ (4) (略)

2 (略)

(使用料等)

第6条 前条の規定により施設の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表第1に定める環境整備協力金及び別表第2に定める施設使用料（以下「使用料等」という。）を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、休養施設、バンガロー又はログハウ

<u>27</u>	カブト虫生産施設	<u>1か所 40m²</u>
<u>28</u>	展望台	<u>1か所</u>
<u>29</u>	消防器具庫	1棟 <u>5. 5m²</u>

(利用の許可)

第5条 次の施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) (略)

(2) ミーティングルーム

(3) ~ (5) (略)

(6) パターゴルフ場

2 (略)

(使用料等)

第6条 前条の規定により施設の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表第1及び別表第2に定める使用料等を納付しなければならない。

スに宿泊する利用者に市に住所を有する者が含まれる場合は、別表第2に定める施設使用料から1,000円を減額するものとする。

第7条～第14条 (略)

(過料)

第15条 (略)

2 詐欺その他不正の行為により、使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料に処する。

第16条 (略)

(指定管理者が行う業務)

第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 公園の使用の許可及び使用料等の収受に関する業務

(2)～(5) (略)

(利用料金)

第18条 市長は、第16条の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、地方自治法第244条の2第8項の規定によ

第7条～第14条 (略)

(過料)

第15条 (略)

2 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料に処する。

第16条 (略)

(指定管理者が行う業務)

第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 公園の使用の許可及び使用料の収受に関する業務

(2)～(5) (略)

(利用料金)

第18条 市長は、第15条の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、法第244条の2第8項の規定により、公園

り、公園の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。

2・3 (略)

第19条 (略)

(指定管理者に関する準用)

第20条 第5条、第7条から第10条まで及び第13条の規定は、指定管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

第21条 (略)

別表第1 (第6条、第18条関係)

環境整備協力金

区分	単位	金額
大人（中学生以上）	1人1回	<u>300円</u>
小人（小学生）	1人1回	<u>200円</u>

別表第2 (第6条、第18条関係)

施設使用料

の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。

2・3 (略)

第19条 (略)

(指定管理者に関する準用)

第20条 第5条から第8条まで、第10条及び第13条並びに別表第1及び別表第2の規定は、指定管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

第21条 (略)

別表第1 (第6条、第18条関係)

環境整備協力金

区分	単位	金額
大人（中学生以上）	1人1回	<u>200円</u>
小人（小学生）	1人1回	<u>100円</u>

別表第2 (第6条、第18条関係)

施設使用料

区分		使用区分		単位	使用料
(略)		(略)		(略)	(略)
休養施設	宿泊	平日	<u>20人</u>	1室1泊	<u>27,000円</u>
			用		
		休日	<u>25人</u>		<u>36,000円</u>
			用		
		休前日	<u>20人</u>	1室1泊	<u>30,000円</u>
			用		
		休憩	<u>25人</u>		<u>40,000円</u>
			用		
			休憩	1室1時間	<u>2,000円</u>
		休憩	<u>25人</u>		<u>2,500円</u>
テントサ イト	宿泊・ 休憩	平日		1日	<u>500円</u>
		休日			
		休前日			<u>1,000円</u>

区分		使用区分		単位	使用料
(略)		(略)		(略)	(略)
一 バンガロ	宿泊	平日	<u>4人用</u>	1棟1泊	<u>5,000円</u>
			<u>6人用</u>		<u>6,000円</u>
		休日	<u>8人用</u>		<u>7,000円</u>
			<u>4人用</u>	1棟1泊	<u>6,000円</u>
		休前日	<u>6人用</u>		<u>7,000円</u>
			<u>8人用</u>		<u>8,000円</u>
		休憩	平日	1棟1時間	<u>300円</u>
			休日		<u>400円</u>
			休前日		<u>400円</u>
ログハウ ス	宿泊	平日	<u>8人用</u>	1棟1泊	<u>11,000円</u>
		休日			
		休前日	<u>8人用</u>	1棟1泊	<u>12,000円</u>
		休憩	平日	<u>8人用</u>	1棟1 <u>800円</u>

	電源	1機		1日	500円			休日		時間	
一 パンガロ	宿泊	平日	Aタイ	1棟1 泊	8,000円	休養施設	宿泊	平日	Aタイ	1室1	7,000円
		休日	ズ					休日	ズ	泊	
		Bタイ			9,000円			Bタイ			
		ズ						ズ	定員8人		
		Cタイ			10,000円			Cタイ			
		ズ			田			ズ	定員4人		
		休前日	Aタイ	1棟1 泊	9,000円			Cタイ			
		ズ						ズ	定員5人		
		Bタイ			10,000円			休前日	Aタイ	1室1	8,000円
		ズ			田			ズ	ズ	室	
	休憩	平日	Aタイ	1棟1	500円						
		休日	ズ	時							
		休前日	Bタイ		600円						
		ズ									

		<u>C</u> タイ ブ		<u>7 0 0 円</u>
ログハウ ス	宿泊	平日	1棟1 泊	<u>1 5 , 0 0 0</u> 円
		休日		
		休前日	1棟1 泊	<u>1 6 , 0 0 0</u> 円
	休憩	平日	1棟1	<u>1 , 0 0 0 円</u>
		休日		
		休前日	時間	

備考 (略)

	<u>定員 8</u> 人			
休憩	<u>B</u> タイ ブ			<u>6 , 0 0 0 円</u>
	<u>定員 4</u> 人			
	<u>C</u> タイ ブ			<u>7 , 0 0 0 円</u>
	<u>定員 5</u> 人			
	平日	<u>A</u> タイ ブ	1室1 時間	<u>6 0 0 円</u>
	休日	<u>定員 8</u> 人		
	<u>B</u> タイ ブ			<u>3 0 0 円</u>
	<u>定員 4</u>			

		<u>人</u>		
		<u>Cタイ</u>		<u>400円</u>
		<u>ズ</u>		
		<u>定員5</u>		
		<u>人</u>		
テントサ イト	宿泊・ 休憩		1日	<u>500円</u>
パターゴルフ場	<u>コース使用料</u>	<u>1人1</u> <u>回</u> <u>1時間</u>		<u>500円</u>
ミーティングルー ム	<u>連続使用</u>	<u>1か月</u>	<u>40,000</u>	円

備考 (略)

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第33号 木津川市山城町森林公園条例の一部改正について						
担 当 課	農政課 農業振興係						
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	<p>木津川市山城町森林公園宿泊施設等における快適性の向上及び更なる交流の場作りを目指し、国の地方創生関係交付金を活用し、今年度に実施する施設改修に併せ、施設の種類及び使用料等について所要の改正を行うものです。</p> <p>なお、本施設については、木津川市公共施設等総合管理計画において、長寿命化を図ることを基本方針としています。</p>						
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・課内で協議・検討を行い、改正案を策定 ・調整会議（4月22日）、政策会議（4月28日） 						
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無						
市総合計画の位置付け	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">基本方針</td> <td>4 人・資源・立地を活かし、未来を拓く産業のまちづくり</td> </tr> <tr> <td>政策分野</td> <td>8 観光交流</td> </tr> <tr> <td>施策</td> <td>① 観光振興 ア. 観光振興</td> </tr> </table>	基本方針	4 人・資源・立地を活かし、未来を拓く産業のまちづくり	政策分野	8 観光交流	施策	① 観光振興 ア. 観光振興
基本方針	4 人・資源・立地を活かし、未来を拓く産業のまちづくり						
政策分野	8 観光交流						
施策	① 観光振興 ア. 観光振興						
概 算 事 業 費 (単 位 : 千 円)	<input type="checkbox"/> 単年度(年度) <input type="checkbox"/> 複数年度(年度)						
将来にわたる効果及び経費の状況	快適性の向上及び交流の場作りに取り組むことにより、来場者のサービス向上が図れます。						